

青森県報

第三千五百四十号

平成二十四年
五月十八日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	…	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	…	一
右 同……………	(同)	…	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	…	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	…	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	…	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	…	三
保安林の指定予定……………	(林政課)	…	三
右 同……………	(同)	…	四
公 告			
汎用コンピュータ等賃貸借契約に係る一般競争入札……………	(情システム課報)	…	四
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課)	…	六
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………	(漁港漁場整備課)	…	七
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域)	…	七
出先機関			
土地改良区の定款変更の認可……………	(三八地域)	…	八

告 示

青森県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

右 同…………… (同) …… 八

右 同…………… (西北地域) …… 八

正 誤…………… (教育庁) …… 八

平成二十四年三月三十日号外第二十二号教育委員会中…………… (職員福利課) …… 八

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二四・三・三
公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	" "
つがる市国民健康保険病院つがる市立成人病センター	つがる市木造末広四三の三	" "
鱈ヶ沢町立中央病院	西洋軽郡鱈ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一の一	" "
国民健康保険鶴田町立中央病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	" "

青森県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
つがる西北五広域連合 西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成四・四・一
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原一三の一	"
つがる西北五広域連合 つがる成人病センター	つがる市木造末広四三の三	"
つがる西北五広域連合 鰯ヶ沢病院	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一 六の一	"
つがる西北五広域連合 鶴田病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	"
まるも泌尿器科内科ク リニツク	平川市大光寺三村井三一の一	二四・五・一
ひらかわ調剤薬局	平川市大光寺三村井二八の七	"

青森県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	事業者	名称	事業所	指定年月日
主たる事務所の所在地				

株式会社ゴ ールド	弘前市大字取上 三丁目九の二四	訪問看護ステ ーションりん ご	弘前市大字取上三 丁目九の二四	平成四・四・一
--------------	--------------------	-----------------------	--------------------	---------

青森県告示第四百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険五所川原 市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成四・三・三
公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	"
つがる市国民健康保険 病院つがる市立成人病 センター	つがる市木造末広四三の三	"
鰯ヶ沢町立中央病院	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一 の一	"
国民健康保険鶴田町立 中央病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	"

青森県告示第四百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
つがる西北五広域連合 西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二十四・四・一
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原一三の一	"
つがる西北五広域連合 つがる成人病センター	つがる市木造末広四三の三	"
つがる西北五広域連合 つがる成人病センター つがる西北五広域連合 鶴ヶ沢病院	西津軽郡鶴ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一六の一	"
つがる西北五広域連合 鶴田病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	"

青森県告示第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所の名称	所在地	指定年月日

地域コミュニティー株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	訪問介護	ヘルパーステーションありがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	"
社会福祉法人奥入瀬社会	上北郡おいらせ一町沼端三七〇のせ	通所介護	デイサービスセンター阿光坊の郷	上北郡おいらせ一町阿光坊一〇五	"
社会福祉法人奥入瀬社会	上北郡おいらせ一町沼端三七〇のせ	短期介護	シヨートスの郷	上北郡おいらせ一町阿光坊一〇五	"

青森県告示第四百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	行おう事業の場所	指定年月日
特定非営利活動法人双松福祉会	介護施設生活介護	サービス付高齢者住宅双松苑	三戸郡階上町大字角柄折字餅栗久保四の一	平成二十四・五・一
地域コミュニティー株式会社	訪問介護	ヘルパーステーションありがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	"
社会福祉法人奥入瀬社会	通所介護	デイサービスセンター阿光坊の郷	上北郡おいらせ一町阿光坊一〇五	"
社会福祉法人奥入瀬社会	短期介護	シヨートスの郷	上北郡おいらせ一町阿光坊一〇五	"

青森県告示第四百十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第 二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字芦泡町字尾上崎七五の三七（次の図に示す部分に限る。）
七五の八、七五の三八

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第 二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字芦泡町字上雲母坂五二の二・五五の二（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）
二七の一、五〇の三、五〇の六、五〇の一七、五五の二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

汎用コンピュータ等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

汎用コンピュータ等 一式

二 賃貸借期間

平成二十五年二月一日から平成三十年一月三十一日まで（ただし、この契約に係

る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。()

三 納入期限及び設置場所
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 過去三か年度の間国又は地方公共団体と内容をほぼ同じくする契約実績がある者であること。

5 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十四年六月十二日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十四年六月二十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟五階B会議室

平成二十四年六月二十九日 午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者である

かを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十四年度の契約金額とする。ただし、平成二十五年度から平成二十八年年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成二十九年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. June 27, 2012

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター青森階上店

三戸郡階上町大字道仏字天当平一の一四七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役社長 捧雄一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役社長 捧雄一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十二月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、一〇五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一三七台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

八〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

七七・九平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十四年四月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十四年五月十八日から同年九月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年九月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、尻屋地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

尻屋地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び東通村つくり育てる農林水産課

三 縦覧期間

平成二十四年五月十八日から同年六月七日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東通村つくり育てる農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小和田建設

二 代表者の氏名 小和田 博通

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字野田二丁目四の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第七一三号

- 五 取消年月日 平成二十四年四月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十八日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

教育庁職員福利課

発行年月日 平成二十四年五月十八日	発行番号 教育委員会訓令甲第二号	区分 第二号	番号 三	ページ 上	行 前四	誤 に関する事	正 に関する事。
----------------------	---------------------	-----------	---------	----------	---------	------------	-------------

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十八日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十八日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭